

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第275号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月14日 07時15分ごろ	
発生場所	島根県松江市島根町 多古鼻 ^{たごほな} 灯台から真方位340° 1,200m付近 (概位 北緯35° 36.9' 東経133° 05.0')	
事故等調査の経過	平成21年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第六十六 ^{みつよし} 満吉丸、19トン 不詳、丸大漁業有限会社 B 漁船 英正 ^{えいしょう} 丸、1.3トン SN3-9527（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 A 甲板員、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首船底部擦過傷 B 全損	
事故等の経過	A船は、多古鼻沖において単独で船橋当直中の甲板員Aが居眠りに陥って東進中、B船は、イサキ漁のため船首を南方に向けて錨泊中、平成21年9月14日07時15分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とがほぼ直角に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、多古鼻沖において東進中、単独で船橋当直を行っていた甲板員Aが、連日の長時間にわたる操業による睡眠不足から、居眠りに陥り、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、B船が錨泊中なので、他船が避けてくれるものと思い込み、自船の存在を示すため、有効な音響信号を行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、多古鼻沖において、A船が東進中、B船が錨泊中、単独で船橋当直中の甲板員Aが居眠りに陥り、B船に気付かずに航行し、また、船長Bが錨泊しているB船を他船が避けてくれるものと思い込んでいたため、自船の存在を示す有効な音響信号を行わず、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	